

児童養護施設ネバーランド 平成27年度事業報告

(1) 施設の設置目的（児童福祉法第41条）

保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により必要のある場合には、乳児を含む。）虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする。

(2) 施設の理念

施設の理念は、児童憲章に定められる①児童は人として尊ばれる②児童は社会の一員として重んぜられる③児童はよい環境のなかで育てられるとし、児童養護にあたっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。また、子どもの権利条約の精神に基づき、子どもの人権を擁護し、とりわけ、知ること、意見を言うこと、選ぶこと、暴力から守られることを基本理念とし全国児童養護施設協議会倫理綱領に基づき養護にあたるものとする。

(3) 管理運営方針

児童を取り巻く環境の変化と、児童の抱える様々な問題を的確に捉え、心身ともに健やかな児童の育成をすすめる。また、以下の視点で援助体制の確立を図る。

①児童の人格尊重及び権利の保障 ②児童自立支援計画に基づいた支援内容の充実
③チームアプローチ体制の確立に向けた各種会議の充実 ④関係機関との連携強化
⑤職員のケアスキル向上と自己啓発及びメンタルヘルス維持を含めたスーパービジョンの実施及び各種研修会への積極的な参加 ⑥退所児童へのアフターケア体制の構築 ⑦施設運営の透明性確保に向けた広報誌の発行 ⑧ケア内容及びサービスの向上に向けた自己評価の実施

(4) 管理運営の具体策

項 目	概 要
(入所児支援) 1. 日常ケア	【幼児】 ・基本的な生活習慣に関し、概ね自立できてきた ・幼稚園通園を通し、社会性を身につけるとともに、施設内においても子どもたち主体の遊びを異年齢で行えるようになってきた ・食育活動の継続及びマナー教室により「食」への興味関が高まるとともに、年齢に応じた食事マナーが獲得されてきた ・個人差はあるものの、文字の読み書きや単純な計算ができるようになり、就学に向けての学習基盤が形成されてきた ・情操教育としては特別指導員によるコーラス指導の他、余暇活動としてユニット外出や演劇・スポーツ観戦・コンサート鑑賞などに参加した

	・ユニット担当ケアワーカーとの対話やユニット会議（こども会議）などを通して自分の気持ちを言語化できるようになってきた ・セカンドステップの導入により良好な対人関係の作り方を学んだ 【小学生】 ・生活指導計画に基づき、洗濯、掃除（自室及び共有スペース）、靴洗い、衛生管理（爪切り、耳掃除）などが年齢、発達に応じ習慣化されてきた ・公文塾への通塾（希望者）や施設内における個別学習支援により、学習の習慣化が図られてきた ・年齢別の食育計画に基づいたマナー教室、鯉の解体など様々な体験を通して「食」への理解を深めるとともに「命」の大切さを学んだ ・特別指導員によるコーラス指導及びピアノ指導（希望者）の他、ユニット外出、観劇、音楽鑑賞、スポーツ観戦などの文化的で多様な経験を通して豊かな情操を育むことができた ・主体的にユニット会議（こども会議）を開くことができるようになり、自分たちの住みよいユニットづくりを意識的に行えるようになってきた ・セカンドステップの導入により怒りのコントロールや他者理解ができるようになってきた ・希望者はスポーツ少年団に入団し地域の児童との交流を持てるようになったとともに自信がついてきた 【中学生・高校生】 ・生活指導計画に基づき、洗濯、掃除、整理整頓が習慣化するとともに、毎日の食堂清掃など自分の役割を意識した生活ができるようになってきた ・毎週末のユニット調理を通して「食」の自立に向けて基盤ができてきた（調理スキル・栄養の知識の習得など） ・公文塾（希望者）の通塾により学力向上を図るとともに、受験生については望んだ進路に進むことができた ・特別指導員によるコーラス指導及びピアノ指導（希望者）、ユニット外出、観劇、音楽鑑賞、スポーツ観戦などの文化的で多様な経験を通して豊かな情操を育むことができた ・ユニット会議（こども会議）や中高生座談会などを通してそれぞれのモラル感、価値観などについて意見を言えるようになってきた ・ユニット毎の活動の充実を図ることで、ユニット内での連帯感が高まり、特に、中高生に関しては、年少児童の好ましいモデルとなれるよう努力する児童の姿も見られるようになってきた ・高校生についてはアルバイトや職業体験を通して自立に向けて社会性を広げることができた
--	---

	・リービングケアとして中高生合宿でのライフストーリーワーク実施、とちぎユースアフターケア事業参加を行い、将来に向けての具体的なビジョンが持てるようになってきた
2. アフターケア	・卒園児へのアフターケアとして相談や卒園児の施設訪問の際に同窓会などを実施した ・経済面など生活に困っている児童に対し家庭訪問を行い、相談に応じるとともに、とちぎユースアフターケア事業の紹介、食材等の支援を行った
3. 心理ケア	・被虐待児等の心理的なケアの必要な入所児に関しては、心理療法担当職員によるプレイセラピー及びカウンセリング、生活場面面接を行った ・特に心理的ケアを要する入所児に関しては、児童相談所の担当心理による面接を実施した ・児童相談所でのフォローアップ事業に参加した
4. 関係機関・地域との連携	・幼稚園、小中高校など担当ケアワーカーを中心に密な情報交換を日常的に行うことで、情報の共有化に努めた ・小中学校について、年1回の全体会議（学校長、担当教諭、施設長、担当ワーカー）を開催し、方針の統一化を図った ・小学校とは学期毎に情報交換を行うことで、児童の環境の変化等にも細かく対応してもらうことができた ・小学校との合同研修を行い児童理解と連携強化に努めた ・対応困難ケース等については、児童相談所・医療機関とのカンファレンスを実施するとともに、児童にとってよりよいケアの提供ができるよう連携を強化した
5. 家族支援等	・入所児童について、各児童相談所担当ケースワーカー等の関係者と連携し、保護者の状況把握に努めるとともに適切なアセスメントができるよう努力した ・施設と児童相談所とが連携し、保護者との面接、交流時のモニタリング、家庭訪問、親子支援プログラムのフォローなどを実施し、家庭調整を行った ・退所児童のアフターケアとして児童相談所と連携し手紙や電話によるモニタリングや相談受付を実施した
6. 里親交流及び支援	・ふれあい里親事業を利用し、里親とのマッチングを行った ・養育体験事業を実施し、未委託里親に子どもの成長発達の様子や生活、遊びなどを知ってもらった

	・視察等の際に里親関連パンフレットを配布するとともに社会的養護の現状についての説明を行うことで里親制度の普及に努めた ・里親研修の実習機関として里親研修に貢献した
7. ボランティア等との交流	・幼児については、鹿沼市更生保護女性会による月1回の紙芝居読み聞かせを実施した ・鹿沼バイク愛好会等ボランティア団体との交流を図った ・鹿沼東ロータリークラブとの合同行事（もちつき）を開催した ・ライン鹿沼との花植え等による交流を行った ・学生ボランティアを受け入れ社会的養護の理解を深めてもらうとともに将来的に社会的養護を担う新たな人材育成に努めた
8. 地域支援	・要対協の代表者会議及び実務者会議に出席をし、地域におけるリスク家庭の把握に努めるとともに施設の専門性を地域にフィードバックする努力をした ・「宇都宮市子育て支援短期入所事業」「鹿沼市子育て支援短期入所事業」「下野市子育て支援短期入所事業」を実施し、ショートステイ児童の受け入れなど地域における子育て支援に尽力した ・地域の高齢者施設への訪問など他の福祉施設との交流を深めた ・自治会に入会し、地域の奉仕作業及び募金活動などを行った
9. 地域小規模児童養護施設	・合同行事の開催、夏季及び年末年始の本体との合流など地域小規模児童養護施設入所児童と本体施設入所児童との交流を図った ・本体からの宿直フォローによる職員体制のバックアップを図るとともに、孤立化の予防に努めた ・本体会議への出席、地域小規模児童養護施設職員会議への施設長の参加を定期的に行い、情報を共有するとともにスーパーバイズを受けた
(職員管理)	
1. 施設内	・運営委員会、リーダー会議、職員会議（本体、地域小規模）、給食会議を定期的に開催することで、情報の共有化と方針の統一化に努めた ・事務分掌、職務分担による各自の役割の明確化と業務への責任感を培うとともに、チームによるケアワークの活性化を図った ・会議の他、引継時など日常的に施設長によるスーパーバイズを受けた
2. 研修その他	・年間研修計画に基づいた外部研修への積極的な参加の他、年間3回以上の施設内研修を実施し、ケアスキル及び資質の向上に努めた

(施設管理)	・ 栃養協各部会への出席により他施設との横のつながりを持つとともに、施設における専門性を意識できるようになった
1. 運営	・ 寄付や節約による費用の削減を心がけ、事務費等について効率的な経営に努めた。特に、セカンドハーベストの支援を受けた
2. 安全衛生	・ 施設内の衛生管理について、安全衛生推進者を設置し、衛生管理に努めた ・ 故障や破損箇所について、施設内で対応できるものは職員が早急に対応し、その他のものに関しては、各担当業者に早急に対応してもらった（大規模修繕の実施） ・ 保守管理については、各委託業者との厳正な契約により、施設管理に万全を期した ・ 児童及び職員の健康診断実施 ・ 児童の予防接種を計画的に実施した
3. 防災対策	・ 防災規程及び防災マニュアルに基づき、月1回の避難訓練を実施するとともに備蓄保管庫を設置し災害非常時の食料及び毛布を完備した ・ 夜間の見回り等、日常業務のなかにおいても、安全衛生の点検を行った。また、担当職員により、定期的に危険箇所の点検を行った ・ 自転車の乗り方の指導や幼児については散歩の時間を利用した交通安全指導を行った
(運営)	
1. 自己評価	・ 第三者評価基準に沿って自己評価を行うことで、課題や改善点を明確にした
2. 家庭的養護の推進	・ 分園型小規模グループケアの平成28年度開設に向けて準備を進めた
3. 人権侵害防止	・ 全養協「人権擁護のためのチェックリスト」を全職員で実施し、人権侵害防止に向けて権利意識の高揚に努めた